

岩商連第 661 号（E）
令和 8 年 7 月 6 日

エキスパートバンク登録
専門家の皆様へ

岩手県商工会連合会
会長 高橋 富一

各種専門家派遣事業におけるコンプライアンスの徹底について

日頃は、本会事業推進に、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本会が実施する各種専門家派遣事業において、依頼する専門家に対し、フリーランス法、労働安全衛生法及び個人事業者等の健康管理に関するガイドラインによって、発注者である本会及び商工会は労働環境を十分に配慮しなければならないことが義務付けられております。

特に、本会及び商工会による専門家派遣が短期に集中し、過重労働によって健康被害等が発生した場合、本会及び商工会の管理責任が問われることとなります。

また、改正行政書士法においては、行政書士又は行政書士法人でない者の業務の制限が明記され、行政書士が行うべき官公署に提出書類の作成代行や補助金申請といった業務は、行政書士又は行政書士法人でない者が行った場合、罰則規定が設けられており、そのような行為とみなされかねない依頼についても配慮が必要となりました。

このことから、本会では、以下に記載する通り、**専門家派遣を行う上での留意事項を設け、コンプライアンスを徹底することといたしましたこと、ご報告いたします。**

つきましては、下記ご確認いただき、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1 専門家派遣に関する留意事項

（1）過重労働、パワーハラスメントの防止

専門家派遣は事業者とのヒアリングや計画のブラッシュアップ、業務の改善等を指導時間内で行うものです。

現在、一部において毎週のように同一事業所に対し、専門家派遣を実施して、結果的に専門家による指導時間以外の作業を強いていることが懸念されるケースが散見されます。

このようなケースは、フリーランス法や労働安全衛生法等の趣旨に反するだけでなく、専門家が依頼を拒絶しにくい環境を生じさせているものと考えられます。

つきましては、過密なスケジュールによる連続した派遣や、指導時間以外の作業を前提としたスケジュール調整が行われないよう、本会から各商工会への指導を徹底いたします。

専門家の皆様方におかれましても、ご自身の体調等にご留意いただき、指導時間内で完結しない過度な依頼に対しては、適切な範囲での対応にとどめていただくか、そのような場合があった際は、本会企業支援グループ担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

(2) 支払期日の設定

専門家派遣や講習会実施に伴う講師依頼等、これまでは「報告書に基づき精査後、指定口座に振込致します。」としておりました。

今後は、フリーランス法に対応し、報告書受領後、45 日以内に指定口座に振り込むことを明記いたします。なお、報告書についてはこれまでと同様精査させていただきますこと申し添えます。

(3) 同一事業所への専門家派遣についてのインターバル期間の設定

専門家派遣事業は専門家による直接的な業務代行ではなく、事業者自身の経営改善能力を引き出すことや、新たな気付きを促すことを目的としています。

短期集中での過度な派遣や長期にわたる一律の継続は、事業者はその計画に対する主体的な意識や深い理解がないまま、結果として経営計画書の策定のみが目的化してしまうリスクを内包しています。

つきましては、事業者の自主的な経営改善を促すため、インターバル期間を設けることとし、同一事業者に対する同一専門家の次回専門家派遣実施は翌々週以降とするよう各商工会へ指導を行います。

必ず事業者に対してフォローアップを行い、専門家派遣によって明らかになった課題への対応や事業者の理解度を把握して、次回の指導に臨ませますのでご協力をお願いいたします。

2 エキスパートバンク登録専門家の皆様へのお願い

本会の専門家派遣事業は、事業計画策定支援に集中しており、結果として特定の専門家に依存している状況になっております。これは、皆様方に登録していただいたのにも関わらず、十分な周知、活用ができていない状況は大変心苦しく感じております。

様々な専門家の方々の視点を活かし、事業計画策定支援等の企業の課題解決だけではなく、実行支援等を行える体制を整え、職員の経営支援スキル向上を図っていくことが専門家派遣事業の目的ですので、本会として皆様方の活用を推進していきたいと考えております。

つきましては、皆様方を各商工会に紹介してまいりますので、これまでの企業支援実績や得意とする分野等を記載した PR 資料を PDF による提供にご協力お願いいたします。

3 本件に関する問い合わせ及び PR 資料の送付先

岩手県商工会連合会 企業支援グループ

専門家派遣事業担当

岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目3番8号

電話 019-622-4165 FAX 019-654-3363

e-mail shinko@shokokai.com